

第3回障害者自立支援推進本部
第4回発達障害対策戦略推進本部
合同会議について

（平成20年1月25日）
厚生労働省省議室

議 題

- 1 本部長挨拶
- 2 報告事項
 - (1) 障害者自立支援法をめぐる動きについて
 - (2) 平成20年度発達障害者支援関係施策について
 - (3) 新たな「重点施策実施5か年計画」について
 - (4) 障害者雇用対策の充実強化について
 - (5) その他
- 3 今後の進め方について

資料一覧

- 1 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書
 - 2 平成20年度 障害保健福祉関係予算案の概要
 - 3 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
 - 4 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設
 - 5 「重点施策実施5か年計画」の概要
 - 6 平成20年度発達障害者支援施策関係予算案の概要
 - 7 障害者雇用促進法一部改正法案について
 - 8 「障害児支援の見直しに関する検討チーム」の設置について（案）
- 参考資料1 障害者自立支援推進本部の設置について
- 参考資料2 発達障害対策戦略推進本部の設置について
- 参考資料3 発達障害関係施策について
（平成20年度予算案等の概要：文部科学省）

障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）

平成 19 年 12 月 7 日
与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

I はじめに

- 本プロジェクトチームは、先般の連立政権合意で、「障害者自立支援法について抜本的な見直しを検討するとともに、障害福祉基盤の充実を図る」とされたことを受けて、障害者自立支援法施行後 3 年目の見直しも見据えながら議論。
- 障害者自立支援法は、施行後 1 年半が経過し、サービスは着実に増加。
- 昨年 12 月、与党は、今回の改革に伴う軋みに丁寧に対応するため、国費総額 1200 億円の「特別対策」を決定し、利用者負担の更なる引下げや事業者に対する激変緩和措置等を実施。

II 抜本的見直しの視点

- 障害者自立支援法の抜本的な見直しの全体像を提示した上で、法施行 3 年後の見直しに向けた基本的な課題とその方向性を明示。また、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について、緊急措置を実施。
- 介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを考察。
- 利用者負担については、低所得者の負担を更に軽減するなど、負担の応能的な性格を一層高めるとともに、特に障害児を抱える世帯の負担感や子育て支援の観点を考慮。
- 障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定を図るため、障害福祉サービス費用（いわゆる報酬）の額の改定の実施を明示。

- 障害福祉サービスについては、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、地域の受け皿づくりや入所施設の拠点的な役割を重視した基盤整備を進め、利用者の立場に立って、簡素で分かりやすい制度体系を目指す。

Ⅲ 見直しの方向性

1 利用者負担の在り方

〈現状と課題〉

- 障害者自立支援法による利用者負担は、最大1割の負担となっているが、所得に応じた一月当たりの上限額がきめ細かく設けられており、応能負担の性格が強い。一方、利用者負担の仕組みが分かりにくいとの指摘がある。
- 「特別対策」により上限額が更に引き下げられた結果、低所得者の負担水準は平均5%を下回っている状況。しかしながら、食費等の実費負担があるほか、法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことに比べると、なお負担感。
- 「特別対策」は、利用者負担の軽減に大きな役割を果たしているが、平成21年3月までの措置であることから、それ以後の取扱いを不安視する声。
- 利用者の所得状況を見ると、課税世帯の割合は、障害者が約4割であるのに対し、障害児は約8割となっており、「特別対策」実施後もその効果が行き届かない世帯が多いなど、障害児のいる世帯の負担感は依然として強い。また、18歳、19歳の場合に、様々な要因で負担が増えるケースがあるとの指摘がある。

〈緊急に措置すべき事項〉

- 障害児の利用者負担については、子育てを支援する観点も含め、負担上限額の軽減対象となっていない課税世帯にも対応する。

- 低所得者層の居宅・通所サービスなど、利用者負担については、一層の激変緩和を図るため、更に軽減。
- 「特別対策」による利用者負担対策については、障害者自立支援法の抜本的な見直しとの整合性を確保しつつ、平成 21 年度以降も実質的に継続。
- 障害福祉サービスの負担上限額の段階を区分する所得は、現行法は「世帯（家計）」を単位としているが、他の社会保障制度や税制における取扱いとの関係を整理しつつ、個人単位を基本として見直す。

〈法施行後 3 年の見直しに向けて検討を急ぐ事項〉

- 利用者負担を支払った後に手許に残る金額については、施設と在宅のバランスに配慮しつつ検討。
- 障害福祉サービス、補装具及び自立支援医療の利用者負担の合計額に上限を設けることについては、医療保険における高額療養費との合算も含めて検討。

2 事業者の経営基盤の強化

〈現状と課題〉

- 障害福祉サービス費用については、新たなサービス体系への移行や日割り化に伴う激変緩和措置として、「特別対策」により従前収入の 9 割を保障。
- しかしながら、これらの事業を実施するために各都道府県に設けられた基金の執行状況を見ると、未だ事業が軌道に乗っていない自治体も多く、一刻も早く各事業者に効果が行き渡るようにする必要。
- 日割り化に伴って、大半の事業所で収入が減少していることや、入院や帰宅に伴い利用日数が変動することなどの問題点が指摘。

- また、人材の確保が困難となっているなどの問題点が指摘。
- 就労継続支援、ケアホーム、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービスなどの障害福祉サービス費用や基準についても問題点が指摘。

〈障害福祉サービス費用の額の改定の実施〉

- 障害福祉サービス費用の体系については、利用者、事業者双方の視点から、在るべき姿を検討。
- 障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成 21 年 4 月に障害福祉サービス費用の額の改定を実施。
- このため、事業者の経営実態など基礎的なデータの収集・分析が不可欠であり、公平・公正な経営実態調査に早急に着手するなど手続きを進める。

〈緊急に措置すべき事項〉

- 利用者にとってのメリットを考えて、サービス利用についての日払いは維持しつつ、サービスの低下や職員の処遇悪化がないよう、事業者にとって経営の安定化を図る緊急的な改善措置を実施。
- 具体的には、特別対策により従前収入の 9 割を保障しているが、それを更に上回るよう、通所サービスについての対応の拡充や空床保障などの様々な対応を行う。
- 加えて、「特別対策」により各都道府県に造成された基金の用途や事業の実施基準を見直すことにより、就労継続、重度障害者への対応、児童デイサービス、相談支援等の事業、諸物価の高騰等への対応について支援措置。

- 小規模作業所等については、円滑に法定事業に移行できるよう、コンサルタントの活用など「特別対策」を一層有効に活用するとともに、法定事業に移行する際の基準の見直しなど、更なる移行促進策を講ずる。また、小規模作業所の移行のための新たな受け皿の在り方についても検討。

〈法施行後3年の見直しに向けて検討を急ぐ事項〉

- 本年8月に改定された福祉人材確保指針を踏まえ、適切な給与水準の確保、報酬の設定、人材の育成・活用（キャリアアップ）システムの構築などの取組みを促進。
- 入院・入所者の地域移行の受け皿ともなるグループホームなど住まいの場の確保に対する支援方策を検討。
- このほか、現在実施している事業者対策については、障害福祉サービス費用の額の改定や新体系への移行の状況等を踏まえた上で、その後の必要な対応につき検討。

3 障害者の範囲

- 発達障害者を始めとする「障害者の範囲」については、引き続き検討。

4 障害程度区分認定の見直し

- 障害程度区分認定の見直しについては、早急の実態調査に着手するとともに、知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映した調査項目と判定基準となるよう、大幅な見直し。
- 障害程度区分に応じたサービス提供の仕組みの在り方については、地域移行の推進、本人や家族の置かれている環境や意思を踏まえた選択、公平性やサービスの必要性等の視点から検討。
- その際、現に施設に入所している者については、希望すれば継続して利用できるよう対応。

5 サービス体系の在り方

- 障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の視点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。
- 就労支援等の充実方策、重度障害者への支援や移動支援等の在り方について、引き続き検討。
- サービス体系の在り方については、施行後3年の見直しにおいて、簡素で分かりやすい仕組みを目指す。
- 障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待の防止等のための制度について検討。

6 相談支援の充実

- 地域移行の推進の観点から、地域自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化や総合相談窓口の充実など、相談支援体制を強化する。その際、民間の社会福祉法人やNPOなどの活用を図る。
- 現行制度の仕組みや「特別対策」を分かりやすく説明するなど、制度の一層の定着を図る。

7 地域生活支援事業

- 地域生活支援事業については、地域の特性を踏まえつつ、サービスの均てん化を図る観点から、実施状況を検証の上、必要な対応。

8 就労の支援

- 障害者の一般就労を促進するとともに、「工賃倍増5カ年計画」を着実に推進。

- 安定的な仕事を確保するため、官公需を含めた福祉施設等への発注促進の取組みを強化。

9 所得保障の在り方

- 障害者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労の支援を含め、幅広い観点から検討を行う。
その際、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保を図った上で、障害基礎年金の引上げ（例えば2級の金額を1級並に、1級は更に引上げ）や住宅手当の創設についても検討を行う。

(以上)

平成 20 年度
障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省 障害保健福祉部

～平成20年度予算案～

平成19年度予算額	9,094億円
平成20年度予算案	9,700億円
対前年度増加額	606億円
対前年度伸率	6.7%増

(参考)

障害福祉サービス関係費

(19年度予算)	(20年度予算案)	(増減)	(伸率)
4,873億円	→ 5,345億円	+472億円	(9.7%増)

— 主要事項 —

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

	(19年度予算)	(20年度予算案)	(増減)	(伸率)
○ 自立支援給付(福祉サービス)	4,473億円	→ 4,945億円	+472億円	(10.6%増)
○ 地域生活支援事業	400億円	→ 400億円	±0億円	
○ 自立支援医療(公費負担医療)	1,313億円	→ 1,414億円	+101億円	(7.7%増)

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

- 精神障害者地域移行支援特別対策事業（新規） 1.7億円
- 精神科救急医療体制整備事業
1.5億円 → 1.7億円 +2億円（13.3%増）
- 認知症疾患医療センター運営事業（新規） 1.9億円

3 障害者の就労を支援するための施策の推進

- 工賃倍増5か年計画支援事業
5億円 → 1.6億円 +1.1億円（220%増）

4 発達障害者支援施策の推進

- 障害保健福祉関係
8億円 → 8.4億円 +0.4億円（5.0%増）
- ※ 厚生労働省全体
9.6億円 → 10.7億円 +1.1億円（11.5%増）

5 自殺対策の推進

- 障害保健福祉関係
1.7億円 → 3.8億円 +2.1億円（124%増）
- ※ 厚生労働省全体
1.2億円 → 1.4億円 +2億円（16.7%増）

6 その他

- グループホーム等の整備促進（新規） 3.0億円

障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで310億円 *

〔平成20年度予算案〕 130億円

① 利用者負担の見直し（20年7月～） 70億円

（満年度ベースで100億円） *

- ・低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】
負担上限月額を現行の半額程度に引下げ
- ・軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
年収約600万円未満 → 約890万円未満（3人世帯の場合）
- ・個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】

② 事業者の経営基盤の強化（20年4月～） 30億円

（「特別対策」の基金の活用を含め180億円） *

- ・通所サービスに係る単価の引上げ
- ・入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充 等
- ・ほかに基金事業の活用（150億円）

③ グループホーム等の整備促進（20年度～） 30億円 *

- ・グループホーム等の施設整備に対する助成

～平成20年度予算案の概要～

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 4, 945億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

(2) 障害児施設に係る給付費等の確保 642億円

知的障害児施設等の障害児施設において、障害のある児童に対する保護・訓練を行うために必要な経費を確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施 400億円

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センターなど障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。

(市町村事業)

相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター 等

(都道府県事業)

専門性の高い相談支援（障害者就業・生活支援センター等）、広域的支援、サービス提供者等の育成 等

(4) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 1, 414億円

障害者の心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、更生医療（身体障害者を対象）、育成医療（身体に障害のある児童を対象））を提供する。

(5) 障害者自立支援法の着実な施行の推進

85億円

障害者自立支援法を着実に施行するために、必要な事業を推進する。

○ 障害者保健福祉推進事業

25億円

障害者自立支援法の着実な施行のための先駆的・革新的なモデル事業に対する助成を行い、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実を図る。

○ 障害者就労訓練設備等整備事業

30億円

既存の障害者施設等が就労移行支援等の新たな障害福祉サービスを実施するために必要となる設備整備等に対する助成を行う。

(6) 障害者の社会参加の促進

28億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、障害者スポーツや芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。

○ 北京パラリンピック競技大会派遣等事業の実施（新規）

83百万円

北京パラリンピック日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する。

2 精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

(1) 精神障害者地域移行支援特別対策事業の創設（新規） 17億円

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。

(2) 精神科救急医療体制の強化 17億円

精神障害者の地域生活を支える医療提供体制を充実させるため、24時間対応可能な情報センターの機能強化、身体合併症対応施設の確保、診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築など、地域の実情に応じた精神科救急医療体制の強化を図る。

(3) 精神障害に対する国民の正しい理解の促進 86百万円

精神疾患や精神障害者に対する国民の正しい理解を促進するための普及啓発を推進する。

(4) 認知症疾患医療センター運営事業の創設（新規） 1.9億円

認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターを創設し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけ医や介護サービスとの調整を行う。

3 障害者の就労を支援するための施策の推進

福祉施設で働く障害者の工賃倍増5か年計画の取り組みの推進

16億円

福祉施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げ、障害者が地域で自立して生活することを支援するため、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業を推進するとともに、工賃水準の向上に資するための設備投資等の借入に係る債務保証への助成を行う。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

企業が障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に取得等を行った固定資産について、一定の上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却を認める。

(平成20年度から24年度までの時限措置)

4 発達障害者支援施策の推進

(1) 発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

6. 3億円

発達障害者の支援手法を開発するとともに、専門家の育成や普及啓発について着実に実施する。

- 発達障害者支援開発事業の推進 5. 2億円
発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援ができるよう先駆的な取組を通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。
- 発達障害者就労支援モデル事業の創設（新規） 43百万円
国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。
- 発達障害研修事業の充実 18百万円
各支援現場における支援内容の充実を図るため、発達障害者支援に携わる職員等に対する研修を実施する。
- 発達障害情報センター機能の充実 49百万円
発達障害情報センターにおいて、発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、全国の発達障害者支援機関等への情報提供を行うとともに、発達障害に関する幅広い普及啓発活動を実施する。

(2) 発達障害者の地域支援体制の確立

2. 1億円

発達障害者の支援を実施する地域支援体制の確立を推進する。

- 発達障害者支援センター運営事業の推進 （地域生活支援事業の内数）
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。
- 発達障害者支援体制整備事業の推進 2. 1億円
ライフステージに応じた一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市の各圏域において、支援関係機関のネットワークを構築する。

5 自殺対策の推進

(1) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 86百万円

自殺との関係が強いとされるうつ病等の精神疾患に関する正しい理解のためのメディアを活用した広告活動、街頭キャンペーン等による普及啓発を実施する。

(2) 自殺予防に向けた人材養成の推進（新規） 1億円

うつ病の早期発見・早期治療など自殺予防に向けた人材養成を推進するために、必要な研修事業を実施する。

- かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施（新規） 98百万円
うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、かかりつけ医に対するうつ病の診断・治療技術の向上や医療連携等に関する研修を実施する。
- 心理職等カウンセリング技術向上研修事業の実施（新規） 4百万円
精神科医をサポートする人材を養成し、精神科医療体制を充実させるため、医療現場に従事する心理職等を対象とした専門的な研修を自殺予防総合対策センターにおいて実施する。

(3) 自殺未遂者・自殺者遺族対策事業の実施（新規） 33百万円

自殺未遂者や自殺者遺族へのケア対策のガイドラインの普及を推進するため、医療従事者に対する研修や自殺者遺族等を対象としたシンポジウムを開催する。

(4) 自殺予防総合対策センターによる情報提供等 27百万円

自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、Webサイトを通じた情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、関係機関の相談員に専門的な研修を実施する。

(5) 地域での効果的な自殺対策の推進

1. 3億円

地域における先進的な自殺対策の取組を検証・推進するとともに、地域精神保健従事者に対して実践的な研修を実施する。

(6) 自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進

3億円

※他局計上分。

自殺に至った経緯を克明に解明する研究、自殺予防に係る地域介入研究、救急部門における再発防止研究等を実施する。

6 その他

(1) 障害福祉サービス提供体制の整備 142億円

- 社会福祉施設整備費（保護施設分を含む。） 112億円
生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害者の日中活動等に係る事業所の整備を計画的に促進するため、社会福祉施設等施設整備費において、必要な経費を確保する。
- 障害者就労訓練設備等整備事業（再掲） 30億円
既存の障害者施設等が就労移行支援等の新たな障害福祉サービスを実施するために必要となる設備整備等に対する助成を行う。
- ※ うちグループホーム等の整備促進分（新規） 30億円
障害者の居住の場を確保するため、グループホーム等の整備に対する助成事業を創設する。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備

149億円

※他局計上分を含む。

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、引き続き、指定入院医療機関の確保を図るとともに、医療従事者等の研修を行うなど医療の提供体制の整備を推進する。

(3) 障害者に係る手当の給付 1,286億円

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

障害者自立支援法の抜本的な見直し に向けた緊急措置

2008年1月

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置

- 障害者自立支援法は、施行後1年半が経過。昨年12月、改革に伴う軋みに丁寧に対応するため、国費1,200億円の「特別対策」(平成20年度まで)を決定し、利用者負担の更なる軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施。
- 今回、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けて、当事者や事業者の置かれている状況を踏まえ、特に必要な事項について緊急措置を講ずる。

【緊急措置】

「特別対策」で造成した基金の活用を含め満年度ベースで総額310億円 *

〔20年度予算案〕 130億円

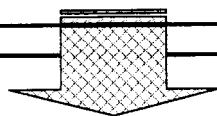
- ① 利用者負担の見直し(20年7月実施).....70億円
 - ・ 低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減【障害者・障害児】 (満年度ベースで100億円) *
 - ・ 軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障害児】
 - ・ 個人単位を基本とした所得段階区分への見直し【障害者】
- ② 事業者の経営基盤の強化(20年4月実施).....30億円
(「特別対策」の基金の活用を含め180億円) *
- ③ グループホーム等の整備促進(20年度実施).....30億円 *
 - ・ グループホーム等の施設整備に対する助成

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減

背景

「特別対策」は、利用者負担の軽減に大きな役割を果たしている一方、自立支援法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことなどに比べると、なお負担感が存在するとの指摘。



対応

低所得1及び2（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減（平成20年7月実施）。

【1月当たりの負担上限額】

所得階層		通所サービス	居宅サービス
非課税世帯	低所得2	3,750円※ → 1,500円	6,150円※ → 3,000円
	低所得1	3,750円※ → 1,500円	3,750円※ → 1,500円

※ 特別対策後の負担上限月額

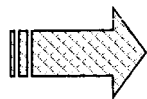
世帯の範囲の見直し

背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声

対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断（平成20年7月実施）。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

留意点

- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみ対象。

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

背景

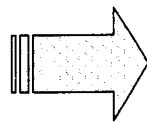
課税世帯の割合は障害児で約8割となっており、「特別対策」実施後もその効果が行き届かない世帯が多いなど、障害児のいる世帯の負担感は依然として強い。また、子育てを支援する観点も含めた支援の必要性も指摘されている。

対応

- ①「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を拡大
(平成20年7月実施)

(現行) 年収600万円程度まで(※)
(市町村民税所得割額16万円未満)

(見直し後) 年収890万円程度まで(※)
(市町村民税所得割額28万円未満)



障害児のいる世帯の8割以上が軽減措置の対象に

(※)3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合。

対応

- ② 1月当たりの負担上限額の更なる軽減(平成20年7月実施)
 年収890万円程度まで(※)(市町村民税所得割28万円未満)の世帯について、居宅・通所・入所サービスに共通して負担上限額を更に軽減。

(※)3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合。

【1月当たりの負担上限額】

所得階層		通所サービス	居宅サービス	入所サービス
課税世帯	年収約600万～ 約890万円程度まで*	37,200円→4,600円	37,200円→4,600円	37,200円→9,300円
	年収約600万円程度まで*	9,300円※→4,600円	9,300円※→4,600円	18,600円※→9,300円
非課税世帯	低所得2	3,750円※→1,500円	6,150円※→3,000円	12,300円※→6,000円
	低所得1	3,750円※→1,500円	3,750円※→1,500円	7,500円※→3,500円

※ 特別対策後の負担上限月額(年収約600万円～約890万円程度までの世帯は、現在、特別対策の対象となっていない。)

* 3人世帯(主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児)の場合

* 「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続。

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害者(大人)の場合)

所得階層		通所サービス 【知的障害者通所授産施設】 (事業費約14.9万円)		ホームヘルプサービス 【月150時間(日常生活支援)】 (事業費約24万円)		入所サービス 【知的障害者更生入所施設】 (事業費約19.2万円)	
		支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法
課税世帯	一般 (年収約800万)	26,500円	⇒ 29,200円 (14,900円 + 14,300円)	10,300円	⇒ 24,000円	53,000円	⇒ 77,200円 (19,200円 + 58,000円)
	一般 (年収約600万)	26,500円	⇒ 14,360円 (9,300円 + 5,060円)	7,200円	⇒ 9,300円		
非課税世帯	低所得2 障害基礎年金1級 (年額約99万円、月額 8.3万円)	0円	⇒ 8,810円 → 6,560円 (3,750円 + 5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	⇒ 6,150円 ↓ 3,000円	49,800円	⇒ 55,000円 (8,500円 + 46,500円)
	低所得1 障害基礎年金2級 (年額約79万円、月額 6.6万円)	0円	⇒ 8,810円 → 6,560円 (3,750円 + 5,060円) ↓ (1,500円 + 5,060円)	0円	⇒ 3,750円 ↓ 1,500円	39,800円	⇒ 41,000円 (0円 + 41,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

障害福祉サービスに係る利用者負担の比較 (障害児の場合)

所得階層		通所サービス (事業費約14.4万円)		ホームヘルプサービス 【月10時間(身体介護)】 (事業費約4万円)		入所サービス (事業費約18.6万円)	
		措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	支援費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)	措置費制度	障害者自立支援法 (特別対策後)
課税世帯	一般 (年収約1,000万)	27,100円	28,700円 (14,400円 + 14,300円)	10,000円	4,000円	54,200円	45,000円 (18,600円 + 26,400円)
	一般 (年収約600万)	14,500円	14,360円 → 9,660円 (9,300円 + 5,060円) ↓ (4,600円 + 5,060円)	6,000円	4,000円 (上限額は9,300円) → 4,600円	29,000円	19,600円 → 10,300円 (18,600円 + 1,000円) ↓ (9,300円 + 1,000円)
非課税世帯	低所得2 (年収約99万円: 障害基礎年金1級相当)	1,100円	5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	4,000円 (上限額は6,150円) → 3,000円 → 3,000円	2,200円	13,300円 → 7,000円 (12,300円 + 1,000円) ↓ (6,000円 + 1,000円)
	低所得1 (年収約79.2万円: 障害基礎年金2級相当)	1,100円	5,290円 → 3,040円 (3,750円 + 1,540円) ↓ (1,500円 + 1,540円)	0円	3,750円 ↓ 1,500円	2,200円	8,500円 → 4,500円 (7,500円 + 1,000円) ↓ (3,500円 + 1,000円)

※ 括弧内は、定率負担+食費等実費負担

事業者の経営基盤の強化①

緊急的な改善措置(20年4月実施)

○ 「特別対策」による従前収入の9割保障に加えて、以下の緊急措置を実施。

① 通所サービスに係る単価の引上げ

通所サービスの「利用率」を見直すことにより、単価を約4%引上げ。

(詳細は別紙1参照)

② 定員を超えた受入れの更なる弾力化

通所サービスの受入れ可能人数について、

- ・ 1日当たりで定員の120%まで → 150%まで
- ・ 過去3か月平均で定員の110%まで → 125%まで

(詳細は別紙2参照)

③ 入所サービスにおける入院・外泊時支援の拡充

入所サービスの利用者が入院・外泊した際、一定の支援を実施した場合に障害福祉サービス費用を支払う措置について、更に拡充。

(現在、具体的内容について最終調整中)

* 障害福祉サービス費用の額(報酬)については、サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、21年4月に改定を実施。

通所サービスに係る報酬単価の見直し

趣旨

- 1 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて報酬を支払う「日額払い方式」としている。
- 2 「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところであるが、依然として事業運営に不安を訴える意見もある。

事業者の経営基盤の強化を図る
更なる措置を実施

内容

日額払い方式の影響が大きい通所サービス〔障害者、障害児の双方を含む(※)。〕について、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより単価を約4%引き上げる。

〔 ※ 児童デイサービス事業については、支援費制度においても1日あたりの単価により報酬を算定していたことから、今回の利用率の見直しの対象とはならない。 〕

通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化

趣旨

- ◎ 利用者の利用促進を図り、事業者の経営基盤を安定させるため、通所サービスにおいて、定員を超えた受入の更なる弾力化を図る。

(※19年度末までの経過措置を20年度末まで延長した上で、定員と実際の利用者数の取扱いを更に弾力化)

内容

- ◎ 次のいずれかに該当するまで、定員を超えて受け入れることを可能とする
(定員超過利用減算を行わない)。

【現行】

過去3か月間の平均利用者が、定員の110%を超えること

又は

1日当たりの利用者数が、定員の120%を超えること

【緊急措置(20年度まで)】

過去3か月間の平均利用者が、定員の125%を超えること

又は

1日当たりの利用者数が、定員の150%を超えること

緊急措置(20年度末まで)の具体的取扱い

- ◎ 次のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする(定員超過利用減算を行わない)。

(1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超えること

※ ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること

(2) 1日当たりの利用実績による取扱い

① 定員50人以下の場合：定員の150%を超えること

② 定員51人以上の場合：定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること

※ 定員超過利用を120%から150%に緩和することにより、全ての施設において毎日3人以上の定員を超えた受入が可能となることから、1日当たりの利用者数については、小規模施設に対する特例措置は設けない。

事業者の経営基盤の強化②

基金の使途や事業の実施基準の見直し

- 「特別対策」により各都道府県に造成された基金の使途や事業の実施基準を見直すことにより、以下の支援を実施。

〔 下線部が事業の実施基準の見直し関係、
下線部以外が基金の使途の見直し関係 〕

(1) 就労支援を行う事業者への支援

一般就労への移行等を促進するため、就労継続支援事業者等が、企業等での作業を通じた支援を行った場合などに助成。

(2) 重度障害者への対応

① ケアホームにおける対応

ケアホームに重度障害者を受け入れた場合に助成。併せて、ケアホームにおいて特例的にホームヘルプを利用できる者の範囲を拡大。

② 重度訪問介護における対応

現行の基金事業(在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業)において、ホームヘルパーの資質の向上や求人広告に要する費用等も助成対象となることを明確化。

(3) 児童デイサービス事業への支援

就学前児童の受入れが少ない児童デイサービス事業所が、職員を加配した上で個別支援に取り組む場合に助成。

(4) 相談支援事業の拡充

社会福祉法人等が、障害者等に対する障害福祉サービスについての説明会・相談会や障害福祉サービスを利用していない障害者等の自宅訪問などの事業を行った場合に助成。

(5) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者への支援

障害者に対する地域住民の理解や支援力を高めるなど、施設の拠点機能を高めるための活動に助成。

(6) 諸物価の高騰等への対応

諸物価高騰によるコストの増加分や事務処理コストの増加分について、事業者に対し助成。

(7) 小規模作業所の移行促進

新体系への移行を促進するなど、小規模作業所への支援。(法定事業に移行する際の基準の見直しを含む。)

(8) 視覚障害者移動支援従事者の資質の向上

視覚障害者移動支援従事者の資質の確保のため実施する研修等に助成。

(9) その他

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

【概 要】

- 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する減価償却資産の割増償却を認める。(法人税等の軽減)

・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内を取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)

【税制優遇対象者】

- 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

【適用期間】

- 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

【割増償却額】

- 割増しして償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)

→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。

(※) ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設(身体・知的・精神)
- ・ 旧福祉工場(身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

「重点施策実施5か年計画」の概要

【平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定(本部長:内閣総理大臣、本部長:全閣僚)】

(前文)

○障害者施策は、障害者基本計画及び現行重点施策実施5か年計画に基づき着実に推進

- ☆障害者基本法の改正
- ☆発達障害者支援法の制定
- ☆障害者雇用促進法の改正
- ☆障害者自立支援法の制定
- ☆学校教育法等の改正
- ☆バリアフリー新法の制定
- ☆障害者権利条約の採択・署名
- ☆びわこプラス5の採択

○今後とも、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するよう施策展開

☆地域での自立生活を基本に、障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた総合的な利用者本位の支援

☆誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、IT活用等による障害者への情報提供の充実等

☆障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討とその結果を踏まえた本計画の必要な見直し

☆障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指しての必要な国内法令の整備

I 重点的に実施する施策及びその達成目標
(主なポイント)

○施策項目数 8分野120項目(旧計画では60項目)

○数値目標数 57項目(うち42項目は新規)(旧計画では34項目)

1 啓発・広報

○将来を担う若者に対する啓発広報の一層の推進等による障害者に関する国民理解の促進

3 生活環境

○住宅、建築物、公共交通機関等のハード面及びバリアフリー教室等のソフト面に係るバリアフリー化の推進
→ 都市公園等に係る7項目の新たな数値目標を設定

5 雇用・就業

○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進
○授産施設等の工賃水準引上げによる福祉的就労の底上げの推進
○国等による福祉施設等の受注機会増大への取組
→ 一般就労への年間移行者数等19項目の新たな数値目標を設定

7 情報・コミュニケーション

○字幕番組・解説番組等の制作の促進
→ 字幕放送時間・解説放送時間に係る数値目標を新たに設定

2 生活支援

○障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討及び利用者負担の見直し・事業者の経営基盤の強化
○ホームヘルプサービス等の障害福祉サービス等の計画的な整備
→ 新サービス体系に基づき9項目の新たな数値目標を設定

4 教育・育成

○福祉、労働等の関係機関との連携による幼稚園から高校までを含めすべての学校における特別支援教育の体制整備
→ 個別の教育支援計画の策定等4項目の新たな数値目標を設定

6 保健・医療

○脳の損傷による記憶障害等の高次脳機能障害の支援拠点機関の整備
→ 高次脳機能障害の支援拠点機関に係る数値目標を新たに設定

8 国際協力

○障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指した必要な国内法令の整備

II 計画の推進方策

○新計画は、障害に係るニーズ、社会・経済状況、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ見直し

○毎年度、新計画の進捗状況を中央障害者施策推進協議会に報告

○障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置の整備

○毎年、都道府県との会議を開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を実施

重点施策実施5か年計画（抄）

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い

共に生きる社会へのさらなる取組～

平成19年12月25日

障害者施策推進本部決定

（前文：略）

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 啓発・広報 : 略

2 生活支援

○基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

○利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化

障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。

○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築する。

イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。

(数値目標・達成期間)

○地域自立支援協議会の設置市町村数

700市町村〔19年〕→全市町村〔24年〕

○乳幼児期における障害児への支援

乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。

○成年後見制度の利用促進等による権利擁護

パンフレットの作成・配布やホームページによる情報提供等により、引き続き、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図るとともに、成年後見制度等の利用を支援する。

○矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進

厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。

②地域移行の推進

○障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備

障害者自立支援法において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行等に関する数値目標を設定するとともに、その達成に必要な障害福祉サービスや相談支援サービス等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村による、障害福祉計画の作成が義務付けられたところであり、同計画の着実な推進を図る。

○精神障害者の退院促進と地域移行の推進

受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行を推進する。

(数値目標・達成期間)

○訪問系サービス(注1)の利用時間数

約 376 万時間〔19 年度〕→約 522 万時間〔23 年度〕

○日中活動系サービス(注2)のサービス提供量

約 713 万人日分〔19 年度〕→約 825 万人日分〔23 年度〕

○療養介護事業の利用者数

約 0.4 万人分〔19 年度〕→約 1.0 万人分〔23 年度〕

○児童デイサービス事業のサービス提供量

約 26 万人日分〔19 年度〕→約 34 万人日分〔23 年度〕

○短期入所事業のサービス提供量

約 24 万人日分〔19 年度〕→約 35 万人日分〔23 年度〕

○共同生活援助事業(グループホーム)、共同生活介護事業(ケアホーム)の利用者数

約 4.5 万人〔19 年度〕→約 8.0 万人〔23 年度〕

○相談支援事業の利用者数

約 3 万人〔19 年度〕→約 5 万人〔23 年度〕

○福祉施設入所者数

14.6 万人〔17 年度〕→約 13.5 万人〔23 年度〕

○退院可能精神障害者数

4.9 万人〔19 年度〕のうち、約 3.7 万人の減少〔23 年度〕

(注1) 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、重度障害者等包括支援事業

(注2) 生活介護事業、自立訓練(機能訓練)事業、自立訓練(生活訓練)事業、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業

及び新体系サービスに移行していない身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（通所・入所）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（通所・入所）、精神障害者授産施設（通所・入所）、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設（身体・知的・精神）、福祉工場（身体・知的・精神）

※「訪問系サービスの利用時間数」から「相談支援事業の利用者数」までは、各都道府県の障害福祉計画における 19 年度の平均的なサービス見込量（1 月当たり）の合計値である。また、「退院可能精神障害者数」については、各都道府県の障害福祉計画における数値を 19 年度に集計したものである。

○障害者に対する住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の趣旨を踏まえ、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図る。また、あんしん賃貸支援事業（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために情報提供等を実施する。）と、居住サポート事業（賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間賃貸住宅）への入居を希望しているが、入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整や支援、家主への相談・助言を行う。）の連携により、障害者の一般住宅への入居を進める。

○障害児の居場所の確保

放課後や夏休み等の長期休暇の間の居場所を確保するための施策を推進する。

○身体障害者補助犬法への理解の促進

身体障害者補助犬法の改正を踏まえ、都道府県の補助犬に関する苦情相談窓口で対応がなされるよう「相談対応マニュアル」を整備するなど、円滑な施行を図るとともに、引き続き、補助犬への理解の促進及び受入れの円滑化のための広報・啓発を推進する。

○発達障害者施策の推進

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を推進する観点から、保健・医療・福祉・就労・教育等の制度横断的な関連施策の推進を図る。

ア 発達障害者には幅広い領域の支援が必要となっていることを踏まえ、各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集を平成 21 年度までに策定する。

イ 標準的な支援方法が確立されておらず、幼児期から成人期まで一貫した支援が十分ではないことを踏まえ、平成 21 年度までに地域において実施されている支援方法を把握し、支援マニュアルを策定する。

ウ 発達障害児やその保護者に対応できる技能を持つ専門家が少ないことを踏まえ、地域で核となって支援を進める人材を育成するための研修を行う。

③スポーツ、文化芸術活動の振興

○スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。

④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援

ア 高齢者・障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心として優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を通じて研究開発費用の補助を行う。

イ 脳とコンピュータをつなぐブレイン・マシン・インターフェイス（BMI：Brain Machine Interface）技術の開発によって、失われた身体機能の回復・補完を可能とする高度な義手・義足等の開発等を戦略的に推進する。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、認知障害者等向けの情報支援機器、義肢装具、電動車いす、福祉車両、介護者を支援するための生活環境関連機器、ロボット等、先端技術を活用した福祉用具等の利用支援の観点から、利用者ニーズに関する調査研究、人材育成を含めた支援技術の確立等を推進するとともに、補装具費支給事業等を適切に実施し、また、相談支援体制の確保を図る。

併せて、福祉用具等の安全評価を実施し、利用者ニーズに合った福祉用具の開発を推進するため、研究開発・評価の段階で利用者の参加を促進する。

⑤専門職種の養成・確保

○福祉人材の養成確保

ア 「福祉人材確保指針」を踏まえ、介護職員のキャリアアップの仕組みを構

築するなど、福祉人材の養成・確保のための取組を強化する。

イ サービス管理責任者の養成及び継続的な研修システムを整備するとともに、リハビリテーション関係専門職員等の養成を推進する。

3 生活環境 : 略

4 教育・育成 : 略

5 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

①障害者の雇用の場の拡大

○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進

障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るため、障害者雇用率制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。このため個別の企業への雇用率達成指導を厳格に実施するとともに、障害者の雇用管理に関する専門的支援を充実する等、特に中小企業への働きかけを強化する。また、障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

(数値目標・達成期間)

○雇用障害者数

64万人〔25年度〕

○各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等

各府省・各地方公共団体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。

(数値目標・達成期間)

○チャレンジ雇用の推進

全府省で実施〔20年度〕

○公的機関における障害者雇用の一層の促進

国及び地方公共団体の障害者雇用を一層促進し、実雇用率の更なる上昇を図る。特に障害者雇用率の達成率が低い都道府県教育委員会での障害者雇用の取組の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

○公的機関の障害者雇用率

すべての公的機関で障害者雇用率達成〔24年度〕

○精神障害者、発達障害者等の雇用促進

精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。

また発達障害者等について、調査研究や支援のための技法開発を進め、企業等の理解の促進等を図ることにより雇用の促進を図る。

(数値目標・達成期間)

○精神障害者の雇用

・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数

0.4万人〔19年〕→1.5万人〔25年〕

・精神障害者ステップアップ雇用

常用雇用移行率 60%〔24年度〕

[障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]

○障害者の在宅就業の促進

多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、在宅就業団体の登録数を増やす。

(数値目標・達成期間)

○在宅就業支援団体登録数

16団体〔19年〕→100団体〔24年度〕

○短時間労働による障害者雇用の促進

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働に対応した障害者雇用促進法制の整備等により、障害者の雇用機会の拡大を図る。

○農業法人等への障害者雇用の推進

農業法人等における障害者雇用に推進するため、農業法人等に障害者雇用のノウハウ及び関連情報等の提供を行う。

また、農業分野におけるトライアル雇用を推進するため、農業法人等に関連制度等の情報を提供する。

②総合的支援施策の推進

〔雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化〕

○ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等

ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。

(数値目標・達成期間)

○ハローワークを通じた障害者の就職件数
24 万件〔20～24 年度の累計〕

○障害者職業センターにおける専門的支援の推進

障害者職業総合センターにおいて、発達障害者、精神障害者等これまで効果的な対応ができずに来た障害者への新たな支援技法の開発を行い、普及を図る。また、地域障害者職業センターにおいては、どの地域においても、比較的軽度な障害者を含め、あらゆる障害者を対象として、それぞれに必要な職業リハビリテーションサービスを提供することとした上で、就職等の困難性の高い障害者に対する専門的支援に重点化する。併せて、就労支援を担う専門的な人材の育成、地域の就労支援機関に対する助言・援助を積極的に行い、地域の就労支援力の底上げを図る。

(数値目標・達成期間)

○地域障害者職業センター
・支援対象者数 12.5 万人〔20～24 年度の累計〕

・職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業における支援
終了後の定着率 80%以上〔24年度〕

○障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実

障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

（数値目標・達成期間）

○障害者就業・生活支援センター

- ・設置数 135〔19年〕→全障害保健福祉圏域に設置〔23年〕
- ・利用者の就職件数 9,000件〔24年度〕
- ・就職率 50%以上〔24年度〕

○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進

職場での適応に課題を有する障害者及び事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進する。

（数値目標・達成期間）

○ジョブコーチ養成数

1,500人〔18年度〕→5,000人〔23年度〕

○ジョブコーチ支援

支援終了後の定着率 80%以上〔24年度〕

○中途障害者等の雇用継続のための支援

在職中に身体障害者、精神障害者、難病患者等となった者に対し、適切な職業リハビリテーションサービスを提供し、雇用の継続を図る。

（数値目標・達成期間）

○精神障害者総合雇用支援

支援終了後の復職・雇用継続率 75%〔24年度〕

○関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携の下、個別の支援計画の策定やその活用の推進を図る。

〔一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化〕

○トライアル雇用の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用に移行するための短期間の試行雇用（トライアル雇用）を推進する。

（数値目標・達成期間）

○トライアル雇用

対象者の常用雇用移行率 80%以上〔24年度〕

○福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備を行う。

また、職場実習など施設外での就労に協力可能な農業法人等の情報を提供する。

（数値目標・達成期間）

○一般就労への年間移行者数

0.2万人〔17年度〕→0.9万人〔23年度〕

○就労移行支援の利用者数

29.2万人日分〔19年度〕→72万人日分〔23年度〕

○就労継続支援の利用者数

83.1万人日分〔19年度〕→277万人日分〔23年度〕

※「就労移行支援の利用者数」及び「就労継続支援の利用者」は、各都道府県の障害福祉計画における19年度の平均的なサービス見込量（1月当たり）の合計値である。

○授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

（数値目標・達成期間）

○授産施設等の平均工賃月額

12,222円〔18年度〕→平均工賃倍増を目指す〔23年度〕

○福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進

福祉施設等における障害者の仕事の確保に向け、国は、公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請する。

また、企業から福祉施設等に対する発注を促進する税制を創設し、当該税制の活用を促すこと等により、障害者の仕事の確保に向けた取組を推進する。

○特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進

特別支援学校高等部卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等の連携・協力により現場実習の開拓を行うなど、就労支援の推進を図る。

○高等学校・大学における就労支援の推進

高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労を支援するため、各自治体や学校等において、教育、医療、保健、福祉やハローワーク、地域障害者職業センター等の労働関係機関等が連携した特別支援教育体制を整備する。また、大学における障害のある学生の就労を支援する。

○障害者の就労に対する理解啓発の促進

障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者の就労に対する理解啓発を促進する。

[障害者の職業能力開発の推進]

○公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害者の受入れを推進する。

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。

(数値目標・達成期間)

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率

41.3% [18年] →50% [24年]

6 保健・医療

○基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のＱＯＬ（生活の質）を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の予防・早期発見・早期治療に努める。

また、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進する。

①障害の原因となる疾病等の予防・治療

○生活習慣の改善による循環器病等の減少

生活習慣の改善により、循環器病等の減少を図る。

○糖尿病の予防・治療の継続

糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。

○難治性疾患に関する病因・病態の解明

難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質の向上につながる研究開発を推進する。

②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

○高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等

ア 高次脳機能障害への支援を行うための支援拠点機関を、全都道府県に設置する。

イ 国立専門機関等において、高次脳機能障害のための認知リハビリテーション技法の確立や評価尺度の開発を推進するとともに、高次脳機能障害者に対する都道府県単位の支援ネットワークに対する専門的な支援を行い、その支援技術の普及を図る。

(数値目標・達成期間)

○高次脳機能障害支援拠点

18 都道府県〔18 年度末〕→全都道府県〔24 年度〕

○障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上

障害者の健康維持とQOLの向上のため、障害者向け医療サービスシステム及び障害者の健康維持管理に関する研究開発及び普及を図る。

○認知症疾患に対する専門医療の提供等

急増する認知症患者に対応していくため、専門医療や保健福祉サービスの提供、地域連携の強化を図るとともに、情報提供を行う。

③精神保健・医療施策の推進

○一般医のうつ病診断技術の向上

精神科医以外の一般医を対象にうつ病に関する研修を行い、一般医のうつ病の診断技術の向上を図る。

○自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及

自殺未遂者・自殺者親族等のケアのガイドラインを作成し、関係者に配布するなど、自殺未遂者・自殺者親族等のケアの方法について普及させる。

○精神科救急医療体制の確保

精神障害者の緊急時における精神医療を適切に提供するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設を始めとした精神科救急医療体制について、地域の実情に応じた確保を図る。

○医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備

医療刑務所等8施設に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。

④研究開発の推進

○再生医療の手法を取り入れた研究の推進

ア 再生医療の手法を取り入れた脊髄神経機能の再獲得可能性に関する研究を推進する。

イ 細胞移植・細胞治療等によってこれまでの医療を根本的に変革する可能性を有する再生医療について、必要な幹細胞利用技術等を世界に先駆け確立し、その実用化を目指した研究開発を推進する。

○うつ病等の精神疾患に関する研究

ア うつ病等の精神疾患の病態解明や、早期発見、治療技術に係る開発、社会復帰プログラムの開発のための研究を行い、その普及を図る。

イ 少子高齢化を迎えた我が国の医療・福祉の向上等への貢献を目指し、アルツハイマー病やうつ病等の精神神経疾患の予防・治療法の開発などに結びつく脳科学研究や分子イメージング研究を戦略的に推進する。

⑤専門職種の養成・確保

○精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成

心理職等を対象とした精神医療に関する研修を行い、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、精神保健福祉士について資質の向上を図る。

7 情報・コミュニケーション : 略

8 国際協力 : 略

II 計画の推進方策

- 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進ちよく状況を毎年度、中央障害者施策推進協議会に報告する。
- 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、都道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を行う。

平成20年度発達障害者支援施策関係予算案の概要

厚生労働省全体 平成19年度 平成20年度
9.6億円 → 10.7億円

1. 発達障害者の地域支援体制の確立

- 発達障害者支援体制整備事業 2. 1億円
都道府県等に支援体制整備検討会を設置し、各圏域において、ライフステージに対応した一貫した支援を行うため、支援関係機関のネットワークを構築する。
【障害保健福祉部】
- 発達障害者支援センター運営事業の推進 地域生活支援事業の内数
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。(地域生活支援事業(400億円)の内数)
【障害保健福祉部】
- 子どもの心の診療拠点病院の整備(新規) 母子保健医療対策等総合支援事業の内数
様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施する。また、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。
【雇用均等・児童家庭局】

2. 発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

- 発達障害者支援開発事業 5. 2億円
発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援となるよう先駆的な取り組みを通じて発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。
【障害保健福祉部】

- 発達障害情報センター 49百万円
 発達障害に関する国内外の医療関係文献、研究成果等を収集・整理し、全国の発達障害者支援機関や一般国民に対してホームページにより情報提供を行うとともに、ポスターやシンポジウム等による情報の幅広い普及啓発活動を行う。
 【障害保健福祉部】
- 発達障害研修事業 18百万円
 各支援現場等における支援内容の充実を図るため、発達障害者支援に携わる職員等に対する研修を行う。
 【障害保健福祉部】
- 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業の創設（新規） 43百万円
 国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、青年期発達障害者の職業的自立を図るため、関係機関等と連携して就労支援モデル事業を実施する。
 【障害保健福祉部】

3. 発達障害者の就労支援の推進

- 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進 85百万円
 ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。
 また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害に対する専門的な就労支援を効果的に実施する。
 【高齢・障害者雇用対策部】
- 発達障害者就労支援者育成事業の推進 12百万円
 発達障害者支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。
 【高齢・障害者雇用対策部】
- 発達障害者に対する職業訓練の推進 106百万円
 一般の職業能力開発校において、発達障害者対象職業訓練コースを設置するモデル事業を拡充するなど、その職業訓練機会の充実を図る。
 【職業能力開発局】

障害者雇用促進法一部改正法案について

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

～意欲・能力に応じた障害者の雇用機会の拡大～

趣旨

1 障害者の就労意欲の高まり

求職件数: 7.8万(H10) → 10.4万(H18)
就職件数: 2.6万(H10) → 4.4万(H18)

地域の身近な雇用の場である
中小企業での障害者雇用が
低下傾向 (大企業では増加傾向)
※ 実雇用率は、100人～299人規模の
企業が最も低い状況

2 短時間労働への対応

福祉から雇用への移行が進められ、また、高齢障害者がフルタイムで働くことが困難な場合がある中、短時間労働に対する障害者のニーズが相当程度あるのに対し、現行制度は対応できていない。

事業主の雇用義務としては、
現行法は週30時間以上の
常用雇を基本
〔短時間労働者の雇用者の受入れの
インセンティブが乏しい。〕

改正内容

1 中小企業における障害者雇用の促進

① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大
障害者雇用納付金制度(納付金の徴収・調整金の支給)が適用される対象範囲を常用雇用労働者101人以上の中小企業に拡大(一定期間は、常用雇用労働者201人以上の中小企業まで拡大)
※ 現行は経過措置により301人以上の事業主のみ

② 雇用率の算定の特例
中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する仕組みを創設
※ 事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定
※ 併せて、中小企業に対する支援策を充実、経過措置として負担軽減措置を実施

2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し
障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週20H以上30H未満)を追加

3 その他
特例子会社(※)がない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設
※ 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

施行期日

平成21年4月1日施行予定。ただし、

- ・ 1① …平成22年7月1日(200人以下については、P)
- ・ 2 …平成22年7月1日

中小企業における障害者の雇用の促進

○ 全体の雇用状況は着実に進展している一方、中小企業では低調

- ・ 実雇用率が近年大幅な低下。特に100～299人規模の企業は、企業規模別で最低(1.30%)。
- ・ 障害者雇用に関する考え方についても、企業規模300人を境とした違いがみられるところ。

○ 中小企業における障害者雇用の促進の 必要性

- ・ 我が国の企業数の大半を占める中小企業において、障害者の雇用の場を確保することは重要であり、また、中小企業は、障害者に対し、雇用の場を提供することができる地域の主要な担い手としても重要だが、中小企業における障害者雇用の状況が低い水準にあり、中小企業における障害者雇用の促進が必要。

○ 障害者雇用納付金制度の現状

- ・ 納付金は、障害者雇用促進法上、本則においては、すべての事業主が雇用する労働者の数に応じて平等に負担することとされているが、附則において、当分の間の暫定措置として、300人以下の規模の企業からは徴収しないこととされている。

(改正の内容)

○ 中小企業における経済的負担の調整の実施

- ・ これまで300人以下の企業に対しては、暫定措置として適用を猶予してきた障害者雇用納付金制度について、一定の範囲の中小企業(101人以上)に対し、適用。
- ・ この場合、一定範囲の中小企業のうち、比較的規模の大きい中小企業(201人以上)から対象とする。

○ 雇用率算定の特例

- ・ 複数の中小企業が、事業協同組合等を活用して共同して事業を行う場合であって、事業協同組合等において障害者を雇用して事業を行うときに障害者雇用率制度を適用する。

※ 併せて、障害者雇用についての理解の促進、マッチング及び職場定着に関する支援策等を充実、また、経過措置として負担軽減措置を実施

障害者の短時間労働について

○ 短時間労働に関する障害者のニーズ

- ・ 障害者の求職者の38.8%、授産施設等利用者の45.7%が、短時間労働(週30時間未満)を希望。
- ・ また、障害程度が重い程、短時間労働を希望(重度45.3%、軽度33.3%)。



○ 障害者雇用における短時間労働の位置づけ

- ・ 障害の特性や程度、加齢に伴う体力等の面での課題に対応する就業形態として、有効。
- ・ 福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就業形態として、有効。

(現行の障害者雇用率制度の対象範囲)

	週30時間以上	週20～30時間 (短時間労働者)
身体障害者	○	-
重度	◎	○
知的障害者	○	-
重度	◎	○
精神障害者	○	△

- 週所定労働時間が30時間以上の労働者が、法定雇用障害者数の算定の基礎となる。
- 短時間労働者については、重度の身体障害者・知的障害者と精神障害者が、実雇用率のカウント対象となっている。
※ ◎ダブルカウント、○1カウント、△0.5カウント

(改正の内容)

○ 障害者の短時間労働に対する障害者雇用率制度の適用

- ・ 障害者雇用率制度において、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働についても、雇用義務の対象とする。
- ・ この場合、短時間労働者及び短時間労働の障害者について、0.5カウントとして算定する。

○ 適用時期

- ・ 短時間労働を雇用義務の対象とするに当たっては、一定の準備期間を設ける。

特例子会社がない場合の企業グループに対する障害者雇用率制度の適用

- **特例子会社を持たない場合でも、一定の要件の下で、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定する。**

地域障害者職業センターの業務の追加

- **地域障害者職業センターの専門性とノウハウを活かして、地域の就労支援機関に対する助言・援助等の業務をセンターの基幹業務の一つとして新たに位置づけ、地域の就労支援力の底上げを図る。**

「障害児支援の見直しに関する検討チーム」の設置について（案）

1. 設置

障害児支援（発達障害を含む。）の見直しに関する検討を行うため、障害者自立支援推進本部に、検討チームを設置する。

2. 検討項目

検討チームは、以下の項目を中心に、障害児支援の見直しに関する検討を行う。

(1) ライフステージに応じた一貫した支援の方策

ア) 早期発見・早期対応

- ・ 母子保健施策と障害児福祉の連携の在り方 等

イ) 就学前の支援

- ・ 保育所等での障害児の受入の現状と課題
- ・ 通園施設や児童デイサービスの役割と在り方 等

ウ) 学齢期・青年期の支援

- ・ 福祉と教育の連携の在り方
- ・ 放課後等の支援の在り方
- ・ 児童精神科医療と福祉の連携の在り方
- ・ 職業教育の在り方 等

エ) ライフステージを通じた相談支援

- ・ 乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した個別支援の在り方 等

(2) 家族支援の方策

- ・ 親の障害受容や養育能力を高めるための支援の在り方
- ・ NPO法人やボランティアなど地域社会による支援の在り方 等

(3) 行政の実施主体

- ・ 障害児施設サービスに係る支給決定や措置事務の実施主体の在り方 等

3. 構成員

- 検討会のチーム長は障害保健福祉部長とし、常任構成員は障害保健福祉部企画課長、同障害福祉課長、同精神・障害保健課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、同家庭福祉課長、同育成環境課長、同保育課長、同母子保健課長とする。
- このほか、検討事項に応じて、チーム長が構成員を指名する。

障害者自立支援推進本部の設置について

1. 設置

障害者自立支援法及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、障害者の自立の総合的な推進を図る観点から、福祉施策、雇用施策、医療施策、就労支援を含む所得保障施策等の制度横断的な関連施策の調整を行うため、厚生労働省に障害者自立支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2. 推進本部の構成員

推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 厚生労働事務次官 本部長代理 厚生労働審議官
副本部長 職業安定局長、社会・援護局長
本部員 大臣官房長、総括審議官、
医政局長、健康局長、労働基準局長、職業能力開発局長、
雇用均等・児童家庭局長、老健局長、保険局長、年金局長、
政策統括官（社会保障担当）、政策統括官（労働担当）
政策評価審議官、労災補償部長、高齢・障害者雇用対策部長、
障害保健福祉部長
高齢・障害者雇用対策部企画課長、
障害保健福祉部企画課長
国立精神・神経センター総長
国立身体障害者リハビリテーションセンター総長
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園理事長
（必要に応じて本部長が指名する者（関係課長）が参加）

3. 幹事会

推進本部内に、障害者福祉施策と障害者雇用との連携に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

障害保健福祉部長（幹事長）、高齢・障害者雇用対策部長、高齢・障害者雇用対策部企画課長、障害保健福祉部企画課長
（必要に応じて幹事長が指名する者が参加）

4. 事務局

事務局長 障害保健福祉部企画課長

事務局次長 高齢・障害者雇用対策部企画課長

事務局員 その他事務局長の指名する者

事務局の庶務は、高齢・障害者雇用対策部企画課の協力を得て、障害保健福祉部企画課において行う。

5. 検討事項

- ・ 障害福祉サービスと障害者雇用施策の連携の推進
- ・ 地域移行を推進するための障害者の居住環境の整備、医療計画との連携等
- ・ 就労支援を含む障害者の所得保障の確保に係る施策の在り方
- ・ 障害者の権利擁護に向けた取組み（成年後見制度利用事業等）
- ・ 障害者の定義・範囲の再検討
（発達障害や難病との関係、労災との整合性、介護保険との関係等）
- ・ 障害者、障害児の医療、職業訓練、研究等の一体的な取組みの強化
- ・ 市町村や事業者に対する広報体制の充実・強化に向けた検討

発達障害対策戦略推進本部の設置について

1. 設置

発達障害者支援法を踏まえ、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図る観点から、医療施策、保健施策、福祉施策、就労施策等の制度横断的な関連施策の調整及び推進を図るため、厚生労働省に発達障害対策戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

2. 推進本部の構成員

推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官
本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長
本部員	大臣官房長、 技術総括審議官、 政策評価審議官、 医政局長、 高齢・障害者雇用対策部長、 職業能力開発局長、 障害保健福祉部長、 政策統括官（社会保障担当）、 政策統括官（労働担当）、 医政局国立病院課長、 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、 雇用均等・児童家庭局保育課長、 雇用均等・児童家庭局母子保健課長、 障害保健福祉部企画課長、 障害保健福祉部障害福祉課長、 障害保健福祉部精神・障害保健課長、 国立精神・神経センター総長、 国立成育医療センター総長、 国立秩父学園園長、 国立身体障害者リハビリテーションセンター総長、 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 （必要に応じて本部長が指名する者が参加）

3. 幹事会

推進本部内に、発達障害支援施策と発達障害者雇用との連携に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

障害保健福祉部長〔幹事長〕、高齢・障害者雇用対策部長、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、障害保健福祉部企画課長、障害保健福祉部障害福祉課長、障害保健福祉部精神・障害保健課長

（必要に応じて幹事長が指名する者が参加）

4. 事務局

事務局長 障害保健福祉部精神・障害保健課長
事務局次長 高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長、
雇用均等・児童家庭局母子保健課長、
障害保健福祉部企画課長、
障害保健福祉部障害福祉課長

事務局員 その他事務局長の指名する者

事務局の庶務は、高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、障害保健福祉部企画課及び障害保健福祉部障害福祉課の協力を得て、障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

5. 検討事項

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援
- ・発達障害者の診断・治療
- ・児童の発達障害の早期発見等
- ・早期の発達支援
- ・発達障害児の保育
- ・放課後児童健全育成事業の利用
- ・専門的発達支援
- ・発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- ・地域での生活支援
- ・発達障害者の権利擁護
- ・人材育成及び普及啓発
- ・調査研究の推進

(参考資料3)

発達障害関係施策について

(平成20年度予算案等の概要)

文部科学省

2008. 1. 25

特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1086万人

重

障害の程度

軽

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害

肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.52 (%)
(約5万6千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由

病弱・身体虚弱
言語障害
情緒障害

0.96 (%)
(約10万5千人)

1.86 (%)
(約20万人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害

自閉症
情緒障害
学習障害 (LD)
注意欠陥多動性障害 (ADHD)

0.38 (%)
(約4万1千人)

LD・ADHD・高機能自閉症等 ※2

6.3%程度の在籍率 ※1

(約68万人)

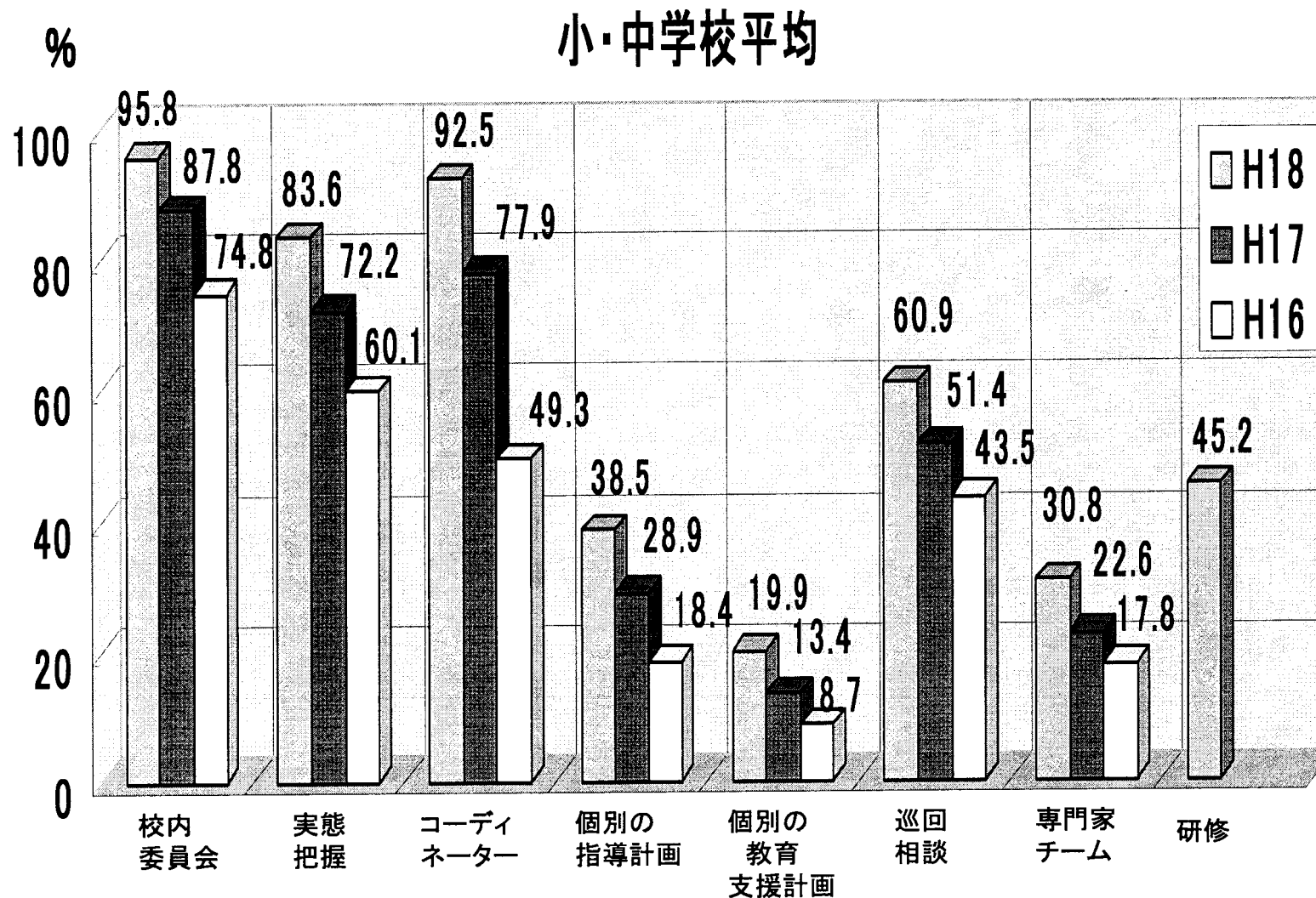
※1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

※2 LD (Learning Disabilities) : 学習障害
ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥/多動性障害

(※1を除く数値は平成18年5月1日現在)

○学校における支援体制の整備状況（18年度）

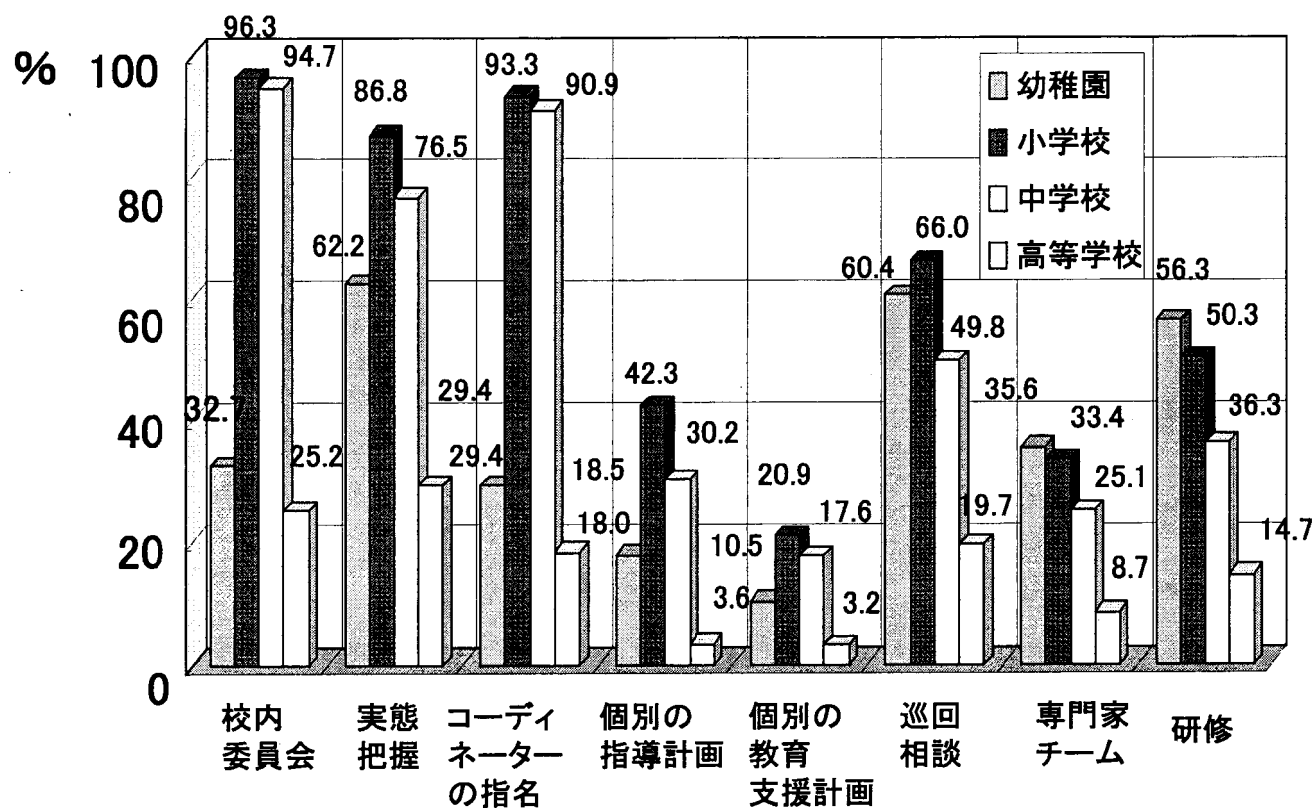
行政、学校現場の一体となった取組により、年々支援体制の整備が進んでいる。



〔 文部科学省 平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査より（調査基準日：平成18年9月1日） 〕²

幼稚園、小学校、中学校、高等学校別の状況（平成18年度）

- 幼稚園・高等学校の体制整備を一層推進する必要がある。
- 小・中学校の校内体制は整備されつつあるが、支援計画等の作成状況から、一人一人に応じたきめ細やかな支援を一層推進する必要がある。
- 教員研修を一層推進する必要がある。



平成20年度予算案等について（発達障害関係）

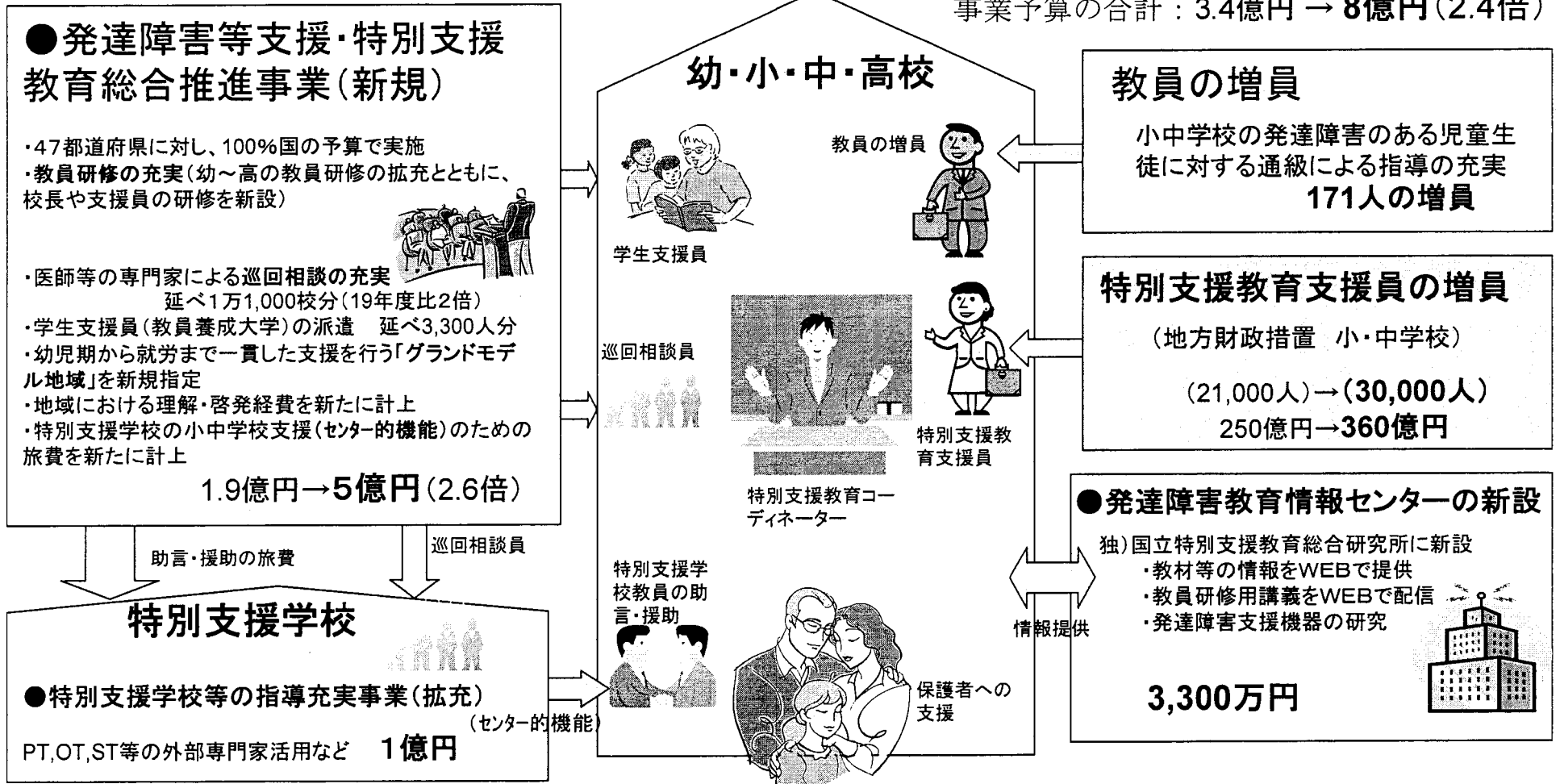
- (1) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）
- (2) 発達障害教育情報センター（新規）
- (3) 発達障害早期総合支援モデル事業
- (4) 高等学校における発達障害支援モデル事業
- (5) 教育条件の整備
 - ・ 教職員定数の改善
 - ・ 外部人材の活用（非常勤講師）
- (6) その他の予算事項
- (7) 特別支援教育支援員（地方財政措置）



発達障害支援・特別支援教育の充実

(平成20年度予算案の概要)

事業予算の合計：3.4億円 → 8億円(2.4倍)



●発達障害早期総合支援モデル事業(拡充)

- ・モデル市町村を追加指定 (10地域→20地域)

5,000万円→1億3,000万円(2.4倍)

●高等学校における発達障害支援モデル事業(拡充)

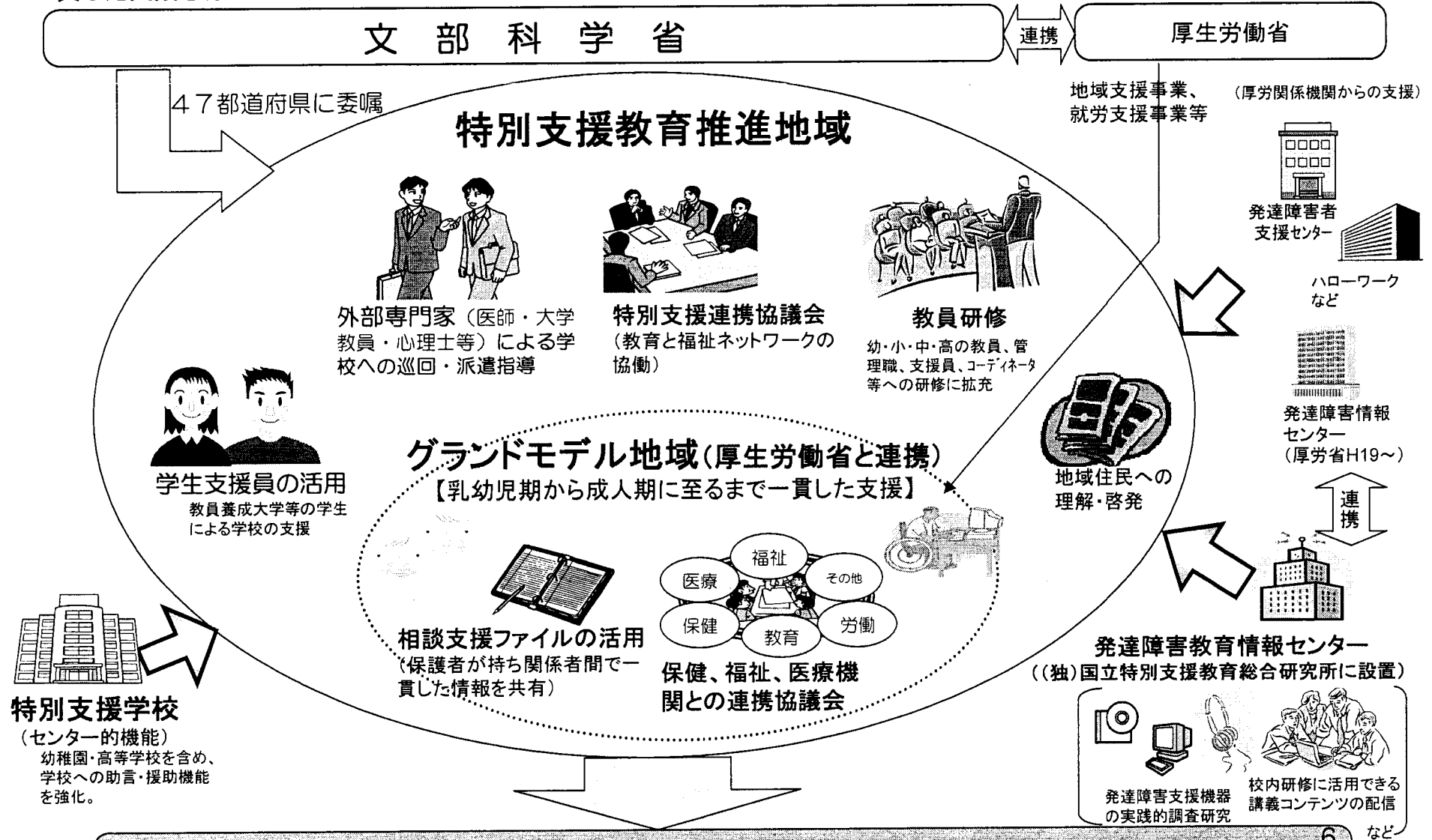
- ・モデル高校を追加指定 (10校→20校)

2,100万円 →5,100万円(2.4倍)

(1) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）

平成20年度予算額（案）503,052千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



学校（幼・小・中・高・特）における特別支援教育が総合的に推進される

(2)発達障害教育情報センター（新規）

平成20年度予算額（案） 32,552千円

<背景>

- 教員が発達障害のある児童生徒に適切な指導・支援を行うための情報が、学校現場には不足している。
- 教員研修をさらに推進するために、校内研修や個人のスキルアップを支援したいが、研修会に行きにくい。
- 発達障害に有効な支援機器の使用・開発が諸外国に比べ遅れており、その有効性の検証や情報提供が求められている。
- 海外の日本人学校の障害児支援が求められている。

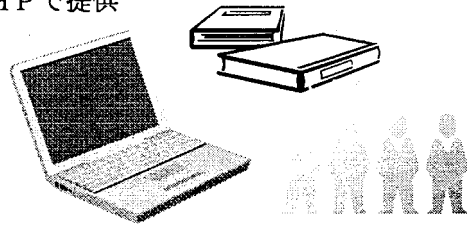
→ 国としての教育情報提供のキーステーションが必要！

（独）国立特別支援教育総合研究所に設置

発達障害教育情報センター

■HPによる発達障害関連情報の提供

教材情報、外部専門家、専門機関情報、図書、ビデオ、研究報告等の最新情報をHPで提供



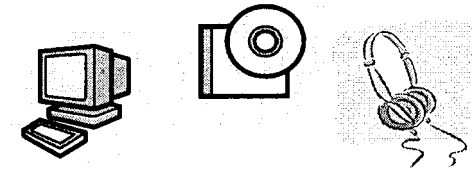
■教員研修用講義コンテンツの配信

発達障害など各障害種に対応した支援、指導に関する講義等をHPで配信



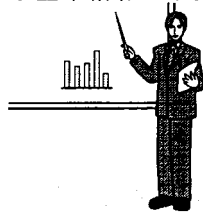
■発達障害の支援機器の使用に関する調査研究・情報提供

ICTを活用し、支援や指導に有効な機器の使用に関する実践的研究、機器情報を提供



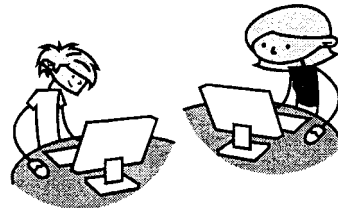
■発達障害に関する総合的調査

教育施策を行う上での参考となる基本情報の収集



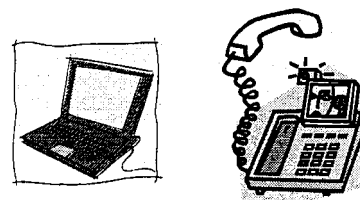
■WEBを活用した相談支援・本人支援

支援依頼者がWEB上で相談に関する情報を得る



■海外の日本人学校関係者への支援

テレビ電話やWEB等を活用し、海外の学校関係者等を支援



■発達障害に関する理解啓発

発達障害に関する教育関係者や子ども、一般市民への理解・啓発



(3)発達障害早期総合支援モデル事業

(平成19年度予算額
平成20年度予算額(案))

50,807千円
122,964千円

【課題】 発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

モデル地域 (20地域)

早期総合支援モデル地域協議会(仮称)

教育

+

医療

保健

保育

福祉

すくすく教室 など

- ・教育相談の実施
- ・教育的な指導の実施

<その他の実践研究例>

- 発達障害者支援センターと教育の連携

教育相談会・講演会

- ・関係機関による教育相談の実施
- ・保護者に対する情報提供

- 5歳児健診実施地域における福祉と教育の連携

- 幼稚園・保育所の教職員への理解啓発

委嘱

文部科学省

連携

厚生労働省

全国への情報発信

早期発見
早期支援の広がり

相談

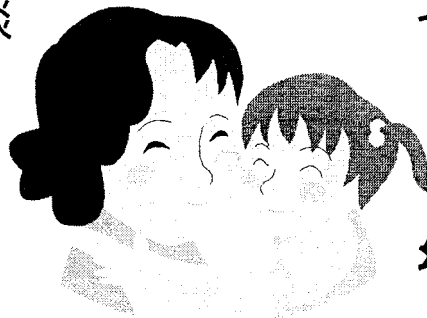
保護者

支援

幼児

小学校、幼稚園等

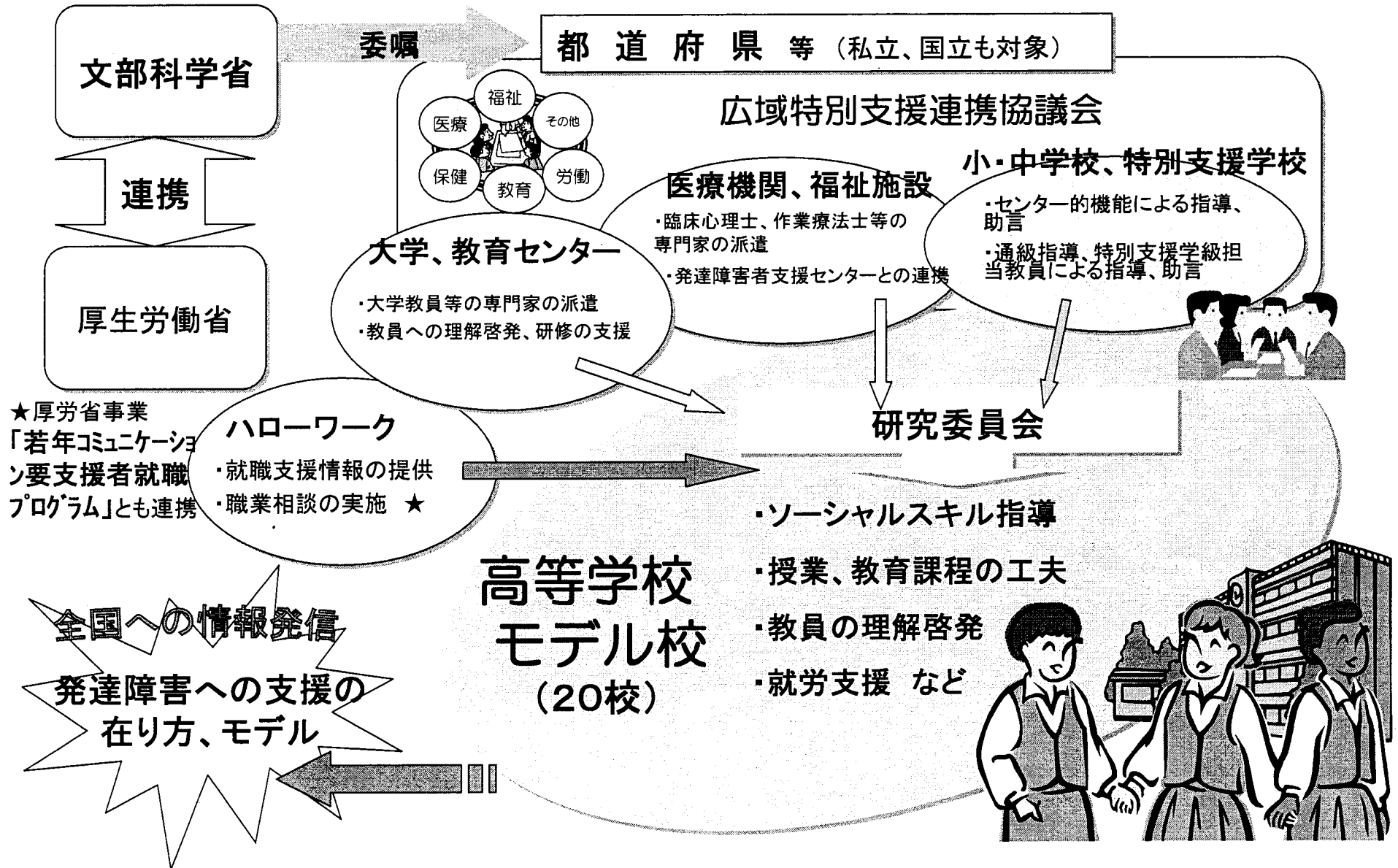
スムーズな移行



(4)高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成19年度予算額 21,121千円)
平成20年度予算額(案) 51,071千円

【課題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)



(5)教育条件の整備

平成20年度 子どもと向き合う時間の拡充

【A 教職員定数の改善：1,195人（うち純増1,000人）】

- ・ 本年6月の学校教育法改正による**主幹教諭の配置**を支援し、責任ある学校運営体制を確立
- ・ **発達障害のある子どもへの指導**や**食の指導**を充実

①主幹教諭の配置	1,000人
②特別支援教育の充実	171人
③食育の充実(栄養教諭の配置)	24人

20年度案 1,195人
うち純増1,000人 23億円

※ 行革推進法の範囲内での改善

【B 外部人材の活用：非常勤講師7,000人】

- ・ 退職教員や社会人等を活用した**わかりやすい授業**を推進
- ・ 担任等だけでは対応できない**子どもの悩み・トラブル**をサポート

<活用方策>

- ①習熟度別・少人数指導の充実
- ②小学校高学年での専科教育の充実
- ③小1問題・不登校等への対応
- ④特別支援学校のセンター的機能の充実
- ⑤社会人の活用 など

20年度案 7,000人 29億円

【C 学校支援地域本部：1,800力所（全市町村対象）】

- ・ 地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、**地域全体で子どもたちを育む環境**を整備する

<活動例> 部活動指導
学校環境整備
登下校の安全指導など

20年度案
1,800力所(全市町村対象) 50億円

【その他学校現場の負担軽減】

<文部科学省において取組を進める事項>

- ・ 国等が行う調査、照会事務等に関する事務負担の軽減
- ・ 調査研究(モデル校)事業の在り方の見直し
- ・ 今後の課題と改善の方向(生徒指導や会議・打ち合わせ等)

(平成19年12月7日「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」(中間まとめ)より)

(6)その他の予算事項

家庭教育手帳の作成 20年度予定額65百万円(170百万円)

中央教育審議会答申(平成10年6月)～幼児期からの心の教育の在り方について
 ・家庭でのしつけの在り方や心の成長に関して配慮すべき点を盛り込んだ家庭教育資料を読みやすい簡便な冊子として作成して親に配布する。

○教育改革国民会議報告(平成12年12月)
 ・国及び地方公共団体は、家庭教育手帳、家庭教育ノートなどの活用と改善を図る。

○今後の家庭教育支援の充実についての懇談会報告(平成14年7月)
 ～「社会の宝」として子どもを育てよう～
 ・今後、文部科学省は、家庭教育手帳、家庭教育ノートの…内容の充実や、子どもの発達段階ごとに分けるなどの改善を検討してはどうか。

家庭教育手帳の作成



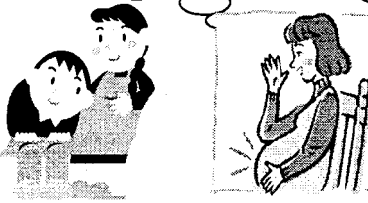
家庭教育手帳①
 対象: 妊娠期～就学前の親向け

家庭教育手帳②
 対象: 小学校1～4年生の親向け

家庭教育手帳③
 対象: 小学校5、6年及び中学生の親向け

全国の教育委員会等に提供して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用を促す

あっそうなんだ!
 自分だけじゃないんだ



- ① 日常生活において、子育てのヒント集として活用
- ② PTAの研修会や子育て講座のテキストとして活用

家庭教育力の向上





特別な支援が必要な 子どもがいます。

家庭や学校で、「ことばのやりとりがうまくいかない」、
「いつまでも落ち着きがない」、「漢字が覚えられない」
など、年齢にふさわしくない行動や様子が見られる場合、
LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害がその理由
の一つかもしれません。これらは生まれつきのものであり、
子育ての仕方原因があるわけではありません。また、
これらがきっかけとなって学校嫌いになっている場合も
あります。

発達や行動について心配があったら、一人で悩まず、
できるだけ早く学校や地域の「発達相談」の窓口にご相談
してみるとよいでしょう。専門的なアドバイスを受けて、
効果的な働きかけをすることによって、その子の困って
いる状態の改善が期待されます。

(巻末の情報編をごらんください)

発達障害の可能性も考えてみる

発達障害とは

ここでは、「発達障害者支援法」で規定された発達障害の主なものについて
解説します。

子どもがどのタイプに分類されるかということも大切ですが、その障害の基本
的な特性を踏まえた上で、どのように対応することが有益なのかを知ることは、
もっと大切です。

1. LD (学習障害: Learning Disabilities)

LDとは、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算
する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す
様々な状態をさすものです。

その原因としては、脳などの中枢神経系に何らかの機能障害があると推定され
ています。また、視覚障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となる
ものではありません。

2. ADHD (注意欠陥多動性障害: Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に対して不釣り合いな注意力と多動性(衝動
性)のどちらか、あるいはその両方を特性とする行動の障害で、社会的な活動や
学習に支障をきたすものです。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続します。
脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

3. 自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、
興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害が自閉症
です。この障害も、脳などの中枢神経系に何らかの機能不全があると推定され
ています。

また、自閉症の中で知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」と言い
ます。

なお、類似する障害である「アスペルガー症候群」も、他人との社会的関係の
形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることなどの特徴がありま
すが、知的発達の遅れを伴わず、かつ、言葉の遅れを伴いません。

※自閉症と特徴が重なり合う障害を総称して「広汎性発達障害」や「自閉症スペ
クトラム」又は「自閉症スペクトル」と呼ぶこともあります。

巻末「情報編」に地域の相談窓口を掲載しています。わかりにくい場合は、
市役所などに問い合わせてみましょう。

特別支援学校等の指導充実事業

(平成19年度予算額 72,085千円) 平成20年度予算額(案) 100,086千円

特別支援学校等における障害の重度・重複化、多様化などの喫緊の課題に対応し、自立と社会参加に向けた指導の改善を図るための施策を総合的に行う。

○特別支援教育研究協力校

・特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成又は学習指導の方法等について実践研究を行う。

指定

研究協力校 18校

- 障害の特性に対応した効果的な指導内容・方法に関する研究
- 小・中学校等において、発達障害を含めた障害のある児童生徒等への指導に関する研究
- 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育に関する研究
- 共生社会を目指した障害者理解の推進に関する研究

○PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業

・特別支援学校において、PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、医学的、心理学的などの専門的な視点から指導方法等の改善等について、モデル的な実践研究を実施する。

指定

PT(理学療法士)

- 身体機能面の評価
- 運動機能の改善・向上についての指導

活用

ST(言語聴覚士)

- ことばの発声・発音の評価
- 人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善

活用

8都道府県教育委員会
特別支援学校

- 教員と協力した指導の改善
- 校内研修における専門的な指導

活用

OT(作業療法士)

- ADL(日常生活動作)の評価
- 日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作

活用

その他の専門家

- 心理学の専門家
- 専門の医師等

○職業自立を推進するための実践研究事業

・学校、労働関係機関、企業等の連携・協力の下、職業教育の質的改善、新たな職域開拓や現場実習の充実など、特別支援学校高等部生徒の職業自立を推進するための実践研究を実施する。

指定

9都道府県教育委員会

- 職業自立推進会議
- 現場実習実践マニュアルの作成
- 特別支援学校とハローワークが共同で職場開拓
- 就労サポーターの派遣
- 企業等の意向の把握及び理解啓発
- 地域の就労ボランティアバンクの作成

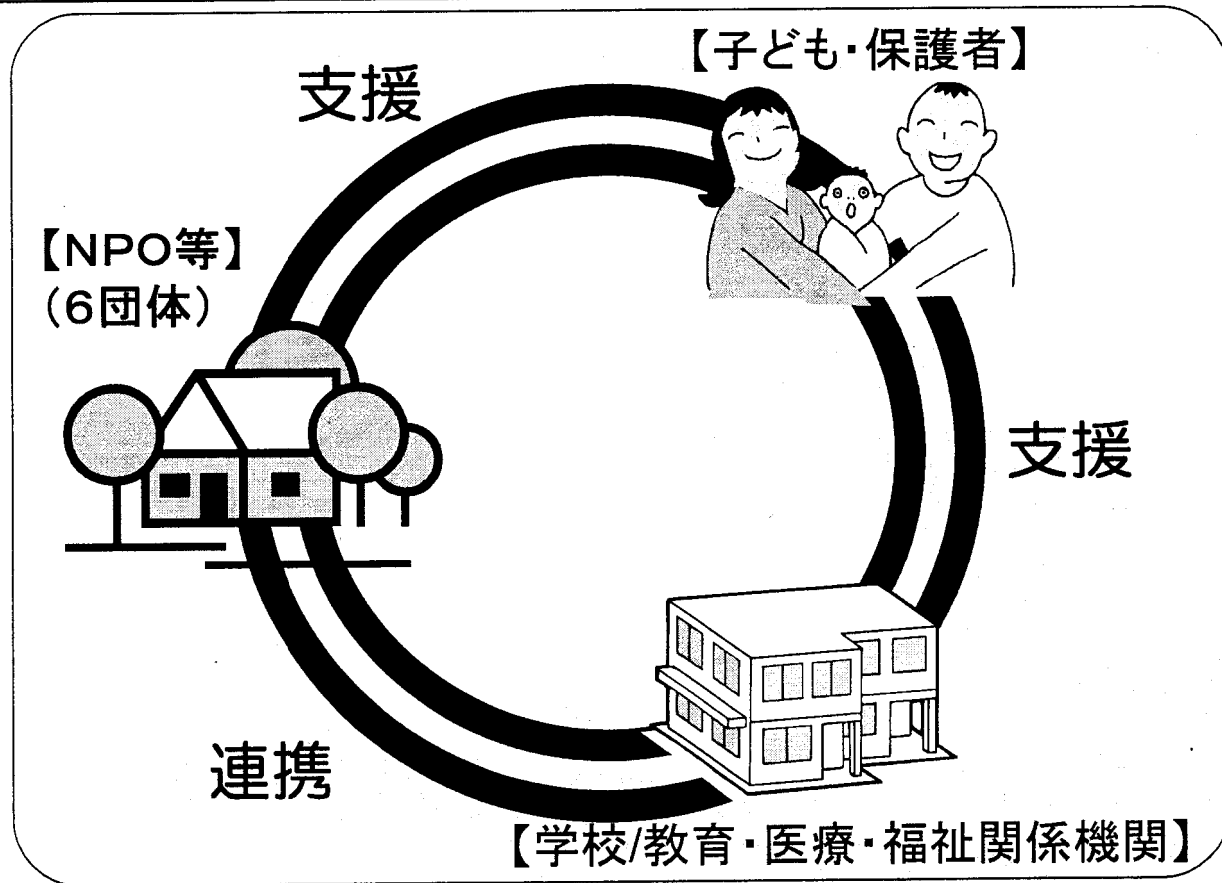
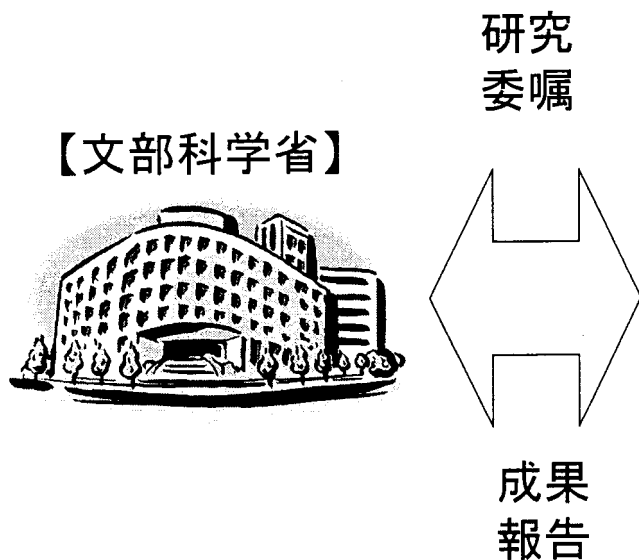
障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業

障害のある子どもへの対応について、先導的な取組を行っているNPO等に対し、一人一人のニーズに応じた支援の在り方等についての研究を委嘱し、その成果を今後の地域における支援の在り方の検討に資する。

地域の関係機関と連携した支援の在り方に関する実践研究

(平成19年度予算額 17,296千円)

平成20年度予算額(案)9,117千円

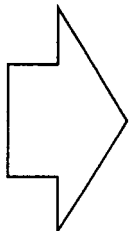


(7) 「特別支援教育支援員」の地方財政措置について

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられた。

小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

・特別支援学級、通級指導対象者の増加
・LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
・児童生徒の障害の重度、重複化

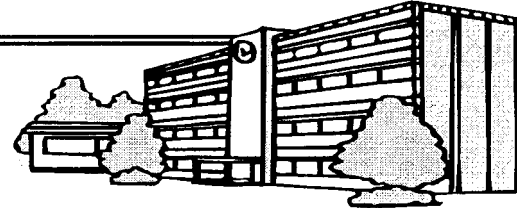


介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）



これらの小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う者について「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われる。
＜特別支援教育支援員の業務内容の一例＞
学校教育活動上の日常生活の介助・・・食事、排泄などの補助、車いすでの教室移動補助など
学習活動上のサポート・・・LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など

＜地方財政措置の概要＞	
措置開始時期	平成19年度より
平成20年度措置予定額	約 360億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当） （平成19年度措置額 約250億円 支援員 21,000人相当）



特別支援教育支援員配置状況

